



～弁護士の女房のつばやき～



先日、「断捨離」で有名な「やましたひでこ」さんの講演を聴きました。地元紙の女性倶楽部の会員になり、その企画での講演会です。やましたひでこさんは、TV番組「うち、断捨離しました」では観ていましたが、実際のお姿はどんな方だろうとワクワクして会場に行きました。舞台上に登場するなり、隣の方が、「うわっ、大きい！」と声を発せられました。スラリとした長身で、格好いいパンツ姿。いかにも仕事の出来る女性といった感じです。今回のテーマは「断捨離の極意～かろやかに暮らす、しなやかに生きる」でした。▲和やかな笑顔で、「軽やかに生きていますか、しなやかに生きていますか。押し入れの中は、モノでぱんぱんではないですか。いつかは着るだろうと、ず～っと着てない服をクローゼットの中に閉じ込めてはいないですか。」と会場に投げかけられ、「あらら、その通りだわ・・・」と私はうなずいていました。「例えば、どこかに行くとして特急電車のグリーン席で行きたいですか、または混雑した鈍行で行きたいですか。」こちらは、勿論前者です。とすると、人生という旅をするにあたって生活している家を快適なグリーン席のような空間にする為には、必要でないものを減らす。昔は必要であったが、現在はもう役目を果たし必要でないモノは処分する。「断捨離」とは、引き算で、モノを整理することで心も整理出来る、その際にネックとなる「これは高かったから、もったいないから・・・」といった気持ち、執着心を取り除く。家のガラクタの片付けは心と頭の片付け、といった内容でした。▲とても為になるお話でしたが、我が家の事を考えれば押し入れの中には我が子のお祝いでもらったベビー服があり(ひょっとしたら孫に使うかも?)、夫や私の独身時代の服があり、片付けには相当の時間とエネルギーが必要です。今日の気持ちを忘れないようにして引き算の生活を心がけたいと思った次第です。▲最後に質疑応答があり、よほど「実家の片付け～母の手伝い(母の機嫌を損なわないようにしていかにか片付けを促すか)～」について質問しようかと迷いましたが、「自分の家の片付けも出来ていないのに、とんだお門違いだわ(汗)。」と思い直して、あげかけた手をおさめました(笑)。

檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.33 令和4年 夏号

宮崎市橘通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2022年
夏号



花麒麟(ハナキリン)

一年を通して咲く多肉植物です。突き出るようにして咲く小さな花が何ともかわいらしく、とげのある茎とのギャップが面白く感じます。花言葉は、「早くキスして」「純愛」「逆境に耐える」「独立」で、この花の形や茎にとげがあることに由来しているようです。

赤い小花が目を楽しませてくれます。



お役立ち情報室

税務 税務調査 1



『税務調査』と聞くと、経営者は誰しも「ぎくっ」とするかと思いますが、適正に申告納税をしている人にとっては何も心配はいりません。『税務調査』とはいったいどのようなことをするのか、またその備えなどについてお伝えします。

税務調査とは？

税務調査とは、国税庁が管轄する税務署によって、納税者が正しく税務申告を行っているかどうかを調査することです。法人税や所得税などの多くの税金は、納税者が自ら申告して納税する「申告納税制度」が採られていますので計算ミスなどの税額の誤りや虚偽申告の可能性も考えられます。その為に申告内容の確認や不正行為の防止を目的に税務調査が行われます。

税務調査は、強制調査・任意調査の2つ

強制調査・・・国税局査察部（マルサ）が裁判所の令状を持って強制的に行う調査です。大口で悪質な脱税者が対象で、「脱税額が1億円を超える」「脱税の隠蔽工作が悪質」といった場合に限られています。調査では国税局は資料を押収することができますが対象者はこれを拒否することはできません。

任意調査・・・脱税などの疑いがない、多くの法人・個人事業者が対象の調査です。任意調査は、事業主や法人・またはその顧問税理士に税務署から調査に入る旨の電話連絡（事前通知）があり、日程調整が行われます。急に調査に入ることはありません。調査官（税務署職員）には「質問検査権」が認められているので、質問に対しては黙秘はできません。また、調査の際に職員から帳簿書類の提出を求められることがあります。正当な理由がないのに提出を拒んだり虚偽の記載をした帳簿書類などを提出した場合には罰則（一年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられる事があります。

任意調査の手続の流れは？

① 事前通知【税務調査前】

税務所から税務調査に入る旨の連絡がきますが、日程があわなければ変更もできますので慌てないようにゆとりを持って期日を設定することが必要です。税務調査は一日では終了しません。何日間にも渡って細かく調査されます。そして、少なくとも過去3年分において調査が入りますので、その間の以下の書類の準備が必要です。

●確定申告書の控え ●決算書 ●帳簿 ●棚卸表 ●従業員名簿など

※帳簿書類の保存期間として法律で定められている過去7年分の資料を準備しておくにより安心です。

② 事業内容や経理処理の方法についての聞き取り【税務調査当日】

当日は、経営者の不安感を払拭させるように雑談をしながらの事業概況の聞き取りから始まります。その後、調査官から会社に対して質問が行われたり、帳簿などの書類の提出が求められたり、またそれを職員が預かって帰る場合もあります。税務調査当日は、その対応に追われますので通常業務は困難になります。

③ 調査結果の内容の説明と修正申告などの勧奨【税務調査後】

税務調査後には、結果の通知があります。申告内容に誤りがあった場合や、申告する義務がありながら申告しなかったことが明らかになった場合には、修正申告や期限後申告が求められます。また、税金を納めすぎていることが判明した場合には更正の請求が可能です。

※修正申告

過去に提出した申告書を正しい内容にする手続になります。税務調査で税額実際よりも少なく申告をしていたと判明した場合は、修正申告をして不足分の税額を納めます。納期限を過ぎていたために不足分の税額に加えて延滞税や過少申告加算税・重加算税が課せられます。期限後申告の場合は、無申告加算税が課せられます。

※更正の請求

税金を納め過ぎたときに税務署に対して正しい税額に訂正することを求める手続です。税務署に請求内容が認められれば、税金の還付を受ける事ができます。更正の請求ができる期間は法定申告期限から5年間になります。